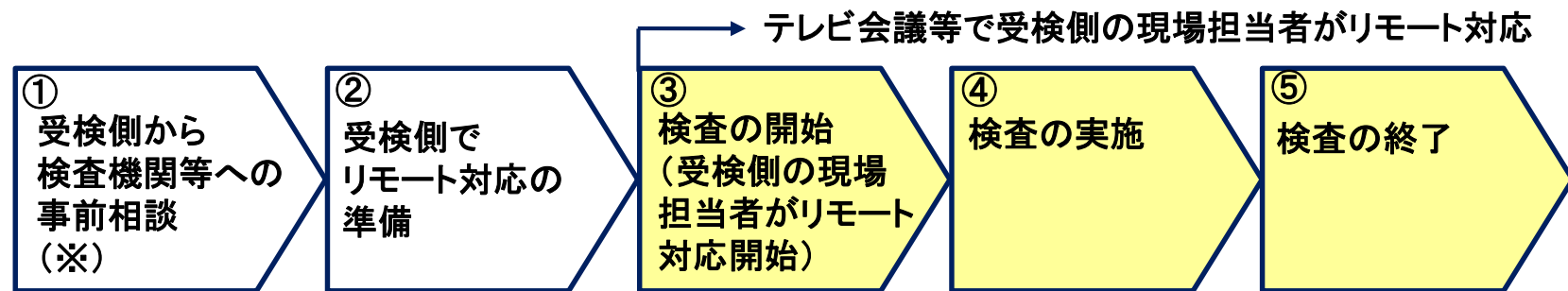


- 建築基準法に基づく完了検査における、現地での受検側の立ち合いについては、同法では特に規定されていないが、完了検査における現地での質疑応答等を適切に行うため、**従来、当該質疑応答が可能な者が対面で対応することを前提**に運用。
- **現地での受検側の立ち合いについて、デジタル技術を活用して遠隔から実施**することで、**現地で立ち会う現場担当者の移動する時間・負担を減らし、建築生産の効率化や働き方改革**に資することが期待。
- 複数の物件で実証実験を実施したうえで、テレビ会議等のデジタル技術を活用した完了検査における立ち合いの遠隔実施の**留意事項等について、指針**として取りまとめた。
- なお、**検査側におけるデジタル技術の活用**については、その留意事項等について、**今後同様に検討**することとしている。

■ デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査の立ち合いの遠隔実施に係る運用指針（令和4年5月9日通知）



※適正な完了検査の実施が前提。個別の申請者からの相談に応じて、実施の可否を適宜判断。



現場担当者が遠隔で見る映像の例



検査の現場の例
(検査者と、その映像を遠隔の現場担当者に共有する受験側補助者)

